第百七十四条第一項第一号ロ中「燃料漏れ」の下に「又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれが」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。

ロ　排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300㎜以上離れていること。

ハ　露出した電気端子及び電気開閉器から200㎜以上離れていること。

ニ　座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

第百七十四条第一項中第三号から第五号までを削り、同条第二項中「前項第１号」を「前項各号」に改める。

第百七十六条第一項第三号中「（液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。）」及び「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を削り、「による検知管の」を「によって測定される」に改め、同条第二項中「第三号から第五号まで」を「第二号」に改める。

第百七十八条第十四項中「第18条第７項」を「第18条第８項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　車枠及び車体のポールとの側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第５項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち変形を生じた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造であること。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一　運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

二　法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けたポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体

三　新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体

四　保安基準第１条の３ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、第100条第16項の各号に掲げるもの

12　保安基準第18条第５項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

第百九十五条第一項中「同規則改訂版補足第２改訂版の規則6. から8. まで及び附則21」を「同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6. から8. まで並びに附則21」に改め、同条第五項第四号ロ中「試験領域Ｂ及び」を「窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び」に改める。

第百九十六条第六項第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十項から同条第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項（第一号及び第二号を除く。）の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき配光可変型前照灯の型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯

第二百五条第一項第一号を次のように改める。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則9. のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のものであり、その機能が正常であるもの

第二百五条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

第二百六条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百十二条第三項第一号中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に、同条第一項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百十五条第一項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号の表を次のように改める。

方向指示器の種別	範　　囲
イ　二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面及び後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は５°まで、Ｈ面より下方の内側については20°までの範囲としてもよい。